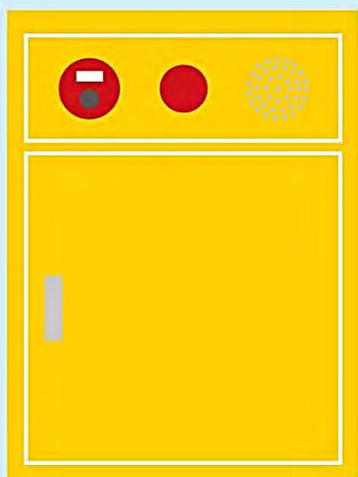
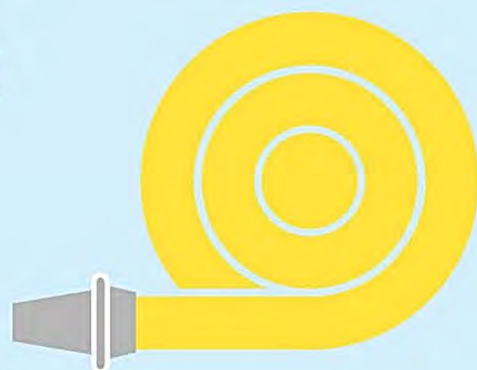
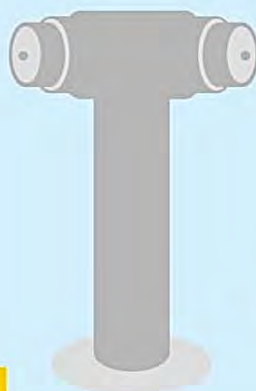


消防設備取扱要領 ハンドブック



この冊子は、消火器などの消防設備を
火災発生時に適切に使用していただけるよう
取扱要領をまとめたものです。



財団法人

福岡県消防設備安全協会

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目1-10 セレス赤坂門ビル5F

TEL 092-722-1265 FAX 092-722-1268

事業所名

消火器

消火器本体に「使用方法」や「注意事項」が表示されています。日頃から確認しておきましょう！

火から7～8m位手前 **放射準備**

火から3～6m位手前 **放射開始**

① 安全栓を引き抜く



② ホースをはずし火元に向ける



③ レバーを強くにぎる



消火器が重い場合、消火器を置いたままレバーを上から押さえる方法もあります。



火の根元をねらい、手前からほうきで掃くように、薬剤を放射します。



※距離、時間は消火器の種類や薬剤の量で異なります。

薬剤の放射時間
「約15秒」
2～3本を持ち寄って、
消火しましょう！



注意！

天井まで火が上がってしまったら、消火不能です！
ただちに避難しましょう！



自動火災報知設備

自動火災報知設備とは、感知器が火災の熱や煙を感知して、その信号を受信機に送り、各階のベルが鳴動することによって建物内にいる者に火災を知らせる設備です。



注意事項



火災信号を受信した場合は、火災かどうかを確認するまでは地区ベルを停止しないようにします。



誤報時の対応がわずらわしいとの理由から、ベルを停止状態にしてはいけません。

屋内消火栓設備

屋内消火栓は、「ホース掛タイプ」と「内巻タイプ・ホースリール式」があり、それぞれホースの形が違い、使用方法も異なります。

- 「ホース掛タイプ」→2名以上で操作します。
- 「内巻タイプ・ホースリール式」→1名でも操作できます。

「操作方法」は消火栓の扉の裏面に表示されていますので、日頃から確認しておいて下さい。



ホース掛タイプの消火栓では、ポンプを起動させる必要があります。

起動ボタン



発信機



ポンプ起動は、赤色の灯火の点滅で確認します。

「起動ボタン」がない場合は、「発信機」が兼用しています。

まず、消火栓がどちらのタイプであるか確認して下さい！

ホース掛タイプ消火栓

通常2名以上で操作します

ポンプを起動させる操作が必要です



操作方法

① 扉を開く



② ホースを取り出す

ホースは2本あります。それぞれ1本取り出します。



まとめて取り出すとスムーズです

③ ホースを床におく



ホースの延長方向

ホースは必ず全部取り出して下さい

④ ホースをのぼす



ホースに折れやねじれがないように延長します。

折れやねじれがあると有効な放水圧力が得られません

⑤ 放水する

バルブを開放し、ポンプを起動します。
※ホース取り出し前にポンプを起動しても問題ありません。



バルブ

ポンプ起動



内巻タイプ・ホースリール式消火栓

1名での操作が可能です
放水開始とともにポンプが起動します



操作方法

① 開閉弁を開ける



注意! ポンプの起動操作が必要なタイプもあります。

② ホースをのぼす



③ 放水する

ノズルの開閉弁を開けます。



消火・避難訓練で放水訓練をやってみよう!

注意事項

- ⚠ 扉に表示されている手順で操作を行って下さい。
- ⚠ 放水中は、ノズルを手放さないで下さい。
(ノズルが動き、負傷する場合があります。)
- ⚠ 訓練で使用了場合は、消火ポンプの停止をお忘れなく!

消防設備点検に合わせて訓練を実施してみよう!



スプリンクラー設備

スプリンクラー設備は、火災の熱を感知して、自動消火する設備です。
消火後も放水を続けますので、確実に消火した場合や
誤って放水した場合は「制御弁」をしめて、放水を停止して下さい。

スプリンクラーヘッド

一定温度に達したらヘッド
から放水されます。

制御弁の設置場所には「制御弁
(スプリンクラー)」赤地に白文
字の標識が掲げられています。

制 御 弁
(スプリンクラー)



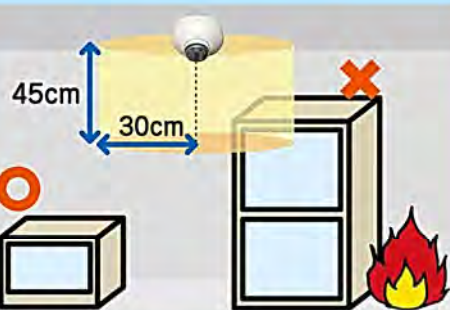
ポンプ



注意事項



ヘッドの
下方 45cm、
水平方向 30cm
以内には物品等を
置いてはいけません。



模様替えなどによる間仕切の変更は注意が必要です。
ヘッドの感度に障害を与えたり、放水の効果が薄れる場合があります。
特に間仕切りをする場合は、ご相談を！

連結送水管

連結送水管は、主に7階建て以上の建物の3階以上に設置されています。
消防隊の放水用に、建物に配管が備え付けられています。
これはすばやい消火活動を行なうために、とても重要な設備です。
緊急時の使用に支障がないように管理して下さい。

放水口等の案内板

消防隊はこの図面を見て活動します。



※各地域の消防本部の指導によります。

送水口

消防車が水を送水します
ので、草木などで隠れな
いように管理して下さい。

案内板



放水口

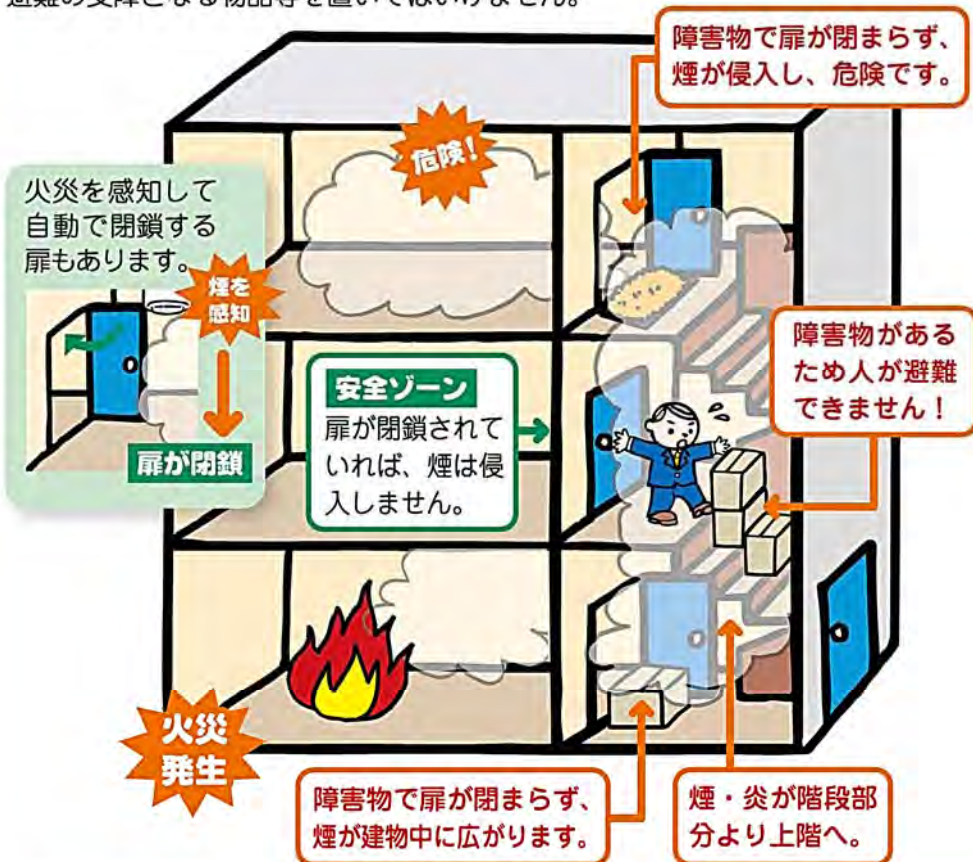


放水



避難管理

火災などの緊急時には、多くの人が避難口や避難通路に殺到します。
避難の支障となる物品等を置いてはいけません。



注意事項

防火戸・防火シャッターは、火災の延焼や煙の拡大を防ぐために設けられています。常時閉鎖しておかなければなりません。煙感知器と連動させて、煙を感知するなど非常時の場合に自動的に閉鎖する仕組みのものなどもあります。

扉やシャッターの付近には閉鎖の障害となる物品等を置かないよう、日頃から管理して下さい。

また、常時閉鎖式の防火戸は、ストッパーなどでの常時開放は厳禁です。その他、知らないうちに、じゅうたんなどが閉鎖の障害となっている場合もあります。

消防用設備等点検済表示制度について

…表示制度に関しては消防庁の通知により基本事項が定められている…

通知の概要 消防法に基づき、消防機関へ点検報告義務のある防火対象物の所有者等は、その建物に設置してある消防用設備等を総務省消防庁が定めた点検基準により定期的に点検し、その結果を消防機関に報告することとされています。現在、この点検が確実に実施されることを目的に、各都道府県の消防設備協会では、総務省消防庁、都道府県、各市町村及び（財）日本消防設備安全センターの指導により、全国的に「消防用設備等点検済表示制度」を運用し、「消防用設備等点検済表示管理委員会」の資格審査に合格した点検業者等を消防用設備等点検済表示登録会員とし、登録会員が実施した消防用設備等の点検の結果、正常であるものについては、その証として規定の点検済票（ラベル）を貼付します。

点検済票（ラベル）が貼られることによって…メリット

- ① 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が期待できます。
- ② 点検日、点検の内容がわかります。
- ③ 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- ④ 安全のシンボルマークとして、建物利用者に安心感を与えます。
- ⑤ 点検報告や立入検査などの行政事務の一部簡素化につながります。

▶点検済表示制度は、消防設備業界がユーザーの立場にあって全国統一的に実施している制度です。



点検済票の貼付

この点検済票は、誠実かつ確実に点検を行った証として貼付するものであり、対象物関係者との信頼関係を保持することにもなります。点検を行った消防設備等には必ず点検済票を貼付されるようお願い致します。

▶平成16年4月1日より「要整備用」ラベルの貼付が本格実施となり、点検済票の種類が下図となりました。



消火器用



消防用設備等用



誘導灯用



要整備用



建物に設置された消火器や自動火災報知設備などの消防設備は、定期的に点検してその結果を管轄の消防署長へ報告しなければなりません。

消火器等の消防設備の点検を実施する。

- *6ヶ月に1回「機器点検」
- *1年に1回「総合点検」

点検結果報告書の作成

点検結果を、建物の所在地を管轄する消防署長に、建物の用途に定められた期間毎に報告する。

消防用設備等の点検報告制度とは？

消防法により消防用設備等の設置が義務付けられた建物（「防火対象物」といいます。）の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置された設備を定期的に点検し、その結果を防火対象物の所在地を管轄する消防署長へ報告するように定められています。

消防用設備等…消火器・自動火災報知設備・誘導灯などの消防設備に対する、消防法令上の総称です。

誰が点検するの？

● 消防設備士又は消防設備点検資格者

- ①延べ面積 1,000㎡以上の防火対象物
- ②地階又は3階以上の階に特定用途（右表「点検報告義務のある用途と報告期間」のピンク色が該当します。）があり、かつ、階段が屋内に1つのみ設けられたもの（屋外に設けられた階段等であれば免除されます。）

● 防火対象物の関係者

上記以外の防火対象物

（点検をする際は、告示で定められた点検基準に基づいて実施するため、専用の工具や点検機器等の準備が必要となります。）

※注意1 消防用設備等は、特殊なものであり、消防設備士又は消防設備点検資格者以外の専門的な知識、技術のない人が点検を行っても、不備欠陥が指摘できないばかりか、かえってその機能を損なうことも考えられます。

※注意2 消防用設備等の点検に伴い、消防用設備等を改修又は整備する際に、消防設備士でなければ行なえない整備等がありますのでご注意ください。
（例）消火器の消火剤の詰替えは「消防設備士でなければ行なえない整備」に該当します。

? なぜ点検が必要なの？

消防用設備等は、水道や電気などと違って普段は使わないので、設備が古くなって故障しても点検をしてないと見つけれられません。もし、故障していて火災の時に使えなかつたりすると、大きな被害を招く結果になります。

そのために、火災が発生したときに確実に作動させるために、定期に点検することが必要です。

どのような点検をするのですか。

6ヶ月に1回「機器点検」を、
1年に1回「総合点検」を実施します。

機器点検

消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。

総合点検

消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い確認します。



報告はどのようにすればいいのですか？

特定用途防火対象物

百貨店・旅館・ホテル・病院・遊技場・飲食店・マーケット等

1年に1回報告

非特定用途防火対象物

工場・事務所・倉庫・共同住宅・学校・駐車場等

3年に1回報告

※各建物の報告期間は、右表「点検報告義務のある用途と報告期間」で確認して下さい。

点検報告についての注意事項は？

- 最新の総合点検結果を消防署へ報告して下さい。
- 消防用設備等の点検は、点検業者に任せっきりせず、必ず立ち会って、点検内容、設備の状況を自ら把握してください。
- 不良箇所があれば、早急に改修しましょう。
- 報告書は2部提出し、受け付け返却された1部（副本）は適切に保管し、防火管理等に活用してください。

点検制度はいつできたのですか？

昭和36年消防法施行令の制定により、消防用設備等の規制が全国的に制度化されましたが、その維持管理については明確な基準がありませんでした。こうした中、昭和47年の千日デパート、昭和48年の大洋デパート火災等の大惨事が起きました。これら災害拡大の原因のひとつとして、消防用設備等の機能不良や管理不備等による使用不能などの自主管理の不備が指摘されました。そして、消防用設備等の保守の徹底を期するため、点検報告制度が法制化され、昭和50年4月1日から施行されました。（消防法第17条の3の3）

点検報告義務のある建物と報告期間

項	主 な 建 物	点検結果報告の期間
イ	劇場、映画館	
1	□ 公民館、集会場	
イ	キャバレー、ナイトクラブ、クラブ、バー	
□	球技場、パチンコ店、ボーリング場、マージャン店	
2	ハ ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ	
□	カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオ	1年に1回
イ	料亭、割烹	
3	□ 喫茶店、スナック、食堂、ライブハウス（飲食の提供ありの場合）	
4	百貨店、スーパーマーケット、食料品店、電気店、物販店	
イ	旅館、ホテル	
5	□ 寄宿舎、下宿、共同住宅	3年に1回
イ	病院、診療所	
□	認知症グループホーム、老人短期入所施設、特別養護・介護老人ホーム、有料老人ホーム（高介護度）、乳児院、知的障がい児施設	1年に1回
6	老人デイサービス、老人福祉センター、児童養護施設、障がい者支援施設、有料老人ホーム（低介護度）、知的障がい児通園施設、保育園	
ハ	二 幼稚園、特別支援学校	
7	小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校	3年に1回
8	図書館、博物館、美術館	
イ	サウナ、スーパー銭湯	1年に1回
9	□ 銭湯	
10	駅、バスターミナル、渡船場	
11	神社、寺院、教会	
イ	工場、作業場	
12	□ 映画スタジオ、テレビスタジオ	
イ	自動車庫、駐車場	
13	□ 飛行機又はヘリコプターの格納庫	3年に1回
14	倉庫	
15	前各号に該当しない事業所（事務所、美容室、針灸院）	
イ	特定複合用途対象物（前各号の用途が混在するもので、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イの用途が同居しているもの。）	1年に1回
16	非特定複合用途対象物（前各号の用途が混在するもので、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イ以外の用途が同居しているもの。）	3年に1回

（消防法施行令別表第1）